

(2) 評価方法

a. 構造的な欠陥の有無の確認

目視により、不同沈下、アルカリ骨材反応、水平打継部や柱梁の曲げせん断亀裂等の構造的な欠陥の有無を確認します。

b. 外壁評価

外壁の仕上げ別の判定シートにより、劣化度を判定します。

【コンクリート打放し外壁】

コンクリート打放し外壁の2次判定シートから、剥落、浮き、ひび割れ及び補修歴により判定する。調査面の選定は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

II. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

対象とする亀裂は0.2mm以上とし、鉄筋腐食に伴う浮きで拾った箇所は、ひび割れで拾わないなど劣化箇所を重複しないようにする。

III. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ1mに換算した時の100㎡当たりの本数で示す。

IV. 開口部周辺のひび割れ…開口部10箇所当たりのひび割れ長さを合計し、長さ1mに換算した時の本数で示す。

V. 網状のひび割れ…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

VI. その他のひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ1mに換算した時の100㎡当たりの本数で示す。

○補修歴

VII. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れに係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

【モルタル塗仕上、タイル張仕上げ外壁】

モルタル塗仕上げ外壁の2次判定シートから、剥落、はらみ、ひび割れ、浮き箇所の最大値、表面劣化、補修歴により判定する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 剥落…調査範囲は壁面全体とし、剥落面積若しくは剥落面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を1㎡グリッド(1㎡角のマス目)に分け、1グリッド内に1箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド1とし、1壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。

II. はらみ…調査範囲は壁全体とし、剥落と同様にはらみ面積若しくははらみ面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を1㎡グリッド(1㎡角のマス目)に分け、1グリッド内に1箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド1とし、1壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。

III. 浮き…はらみ、浮きの最大値を見付け面積とその割合で評価する。

○ひび割れ

IV. ひび割れ…目視により集中したひび割れが1壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

○表面劣化

V. 表面劣化…指触や釘ドライバー等によりモルタル表面のもろさ・風化状態を評価する。

○補修歴

VI. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れ、表面劣化に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

【板状の仕上げ外壁】

板状の仕上げ材による仕上げの確認すべき事象から、割れ、欠損、はがれについて記録する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○部材の劣化

I. 木造部材(柱、梁等)の劣化状態と劣化の程度を記入して発生面積率で評価する。

○仕上げ材の割れ

Ⅱ. 目視により割れが1壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

○仕上げ材の欠損

Ⅲ. 板状の仕上げ材の一部が欠け損じ、その深さが20mm以上であるか又は下地材が露出している状態が認められる場合、欠損面積若しくは欠損面積率で評価する。

○仕上げ材のはらみ、はがれ（金属系の場合の変形）

Ⅳ. 板状の仕上げ材がめくれ、又ははがれ落ちて下地材が露出している状態、又は金属系の場合の変形等が認められる場合、発生面積率で評価する。

○仕上げ材（金属である物に限る）の腐食

Ⅴ. 金属である板状の仕上げ材に錆が認められ、欠損（穴あき）に至るおそれのある状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

○補修歴

Ⅵ. 補修回数…剥落、浮き、ひび割れ等に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。（計画修繕は含まない）

【ブロック表し外壁】

ブロック表し外壁2次判定シートから、コンクリート部材及びブロック壁面の剥落・浮き、ひび割れにより判定する。調査面は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

Ⅰ. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

Ⅱ. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

Ⅲ. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計した長さ1mに換算した時の100㎡当たりの本数で示す。

Ⅳ. コンクリート部材のひび割れ…臥梁、基礎梁、柱、梁で該当する部位ごとに点数をつけ、その平均を評価する。

Ⅴ. ブロック壁体のひび割れ…調査壁面のうち該当する面ごとに点数をつけ、その平均で評価する。

○補修歴

Ⅵ. 補修回数…剥落、浮き、ひび割れ等に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。（計画修繕は含まない）

c. 塗装評価

塗仕上げ外壁の判定シートから、劣化デグリー[※]、劣化面積率及び分布率により判定します。

※劣化デグリー：劣化の進行程度を示す尺度

d. シーリング評価

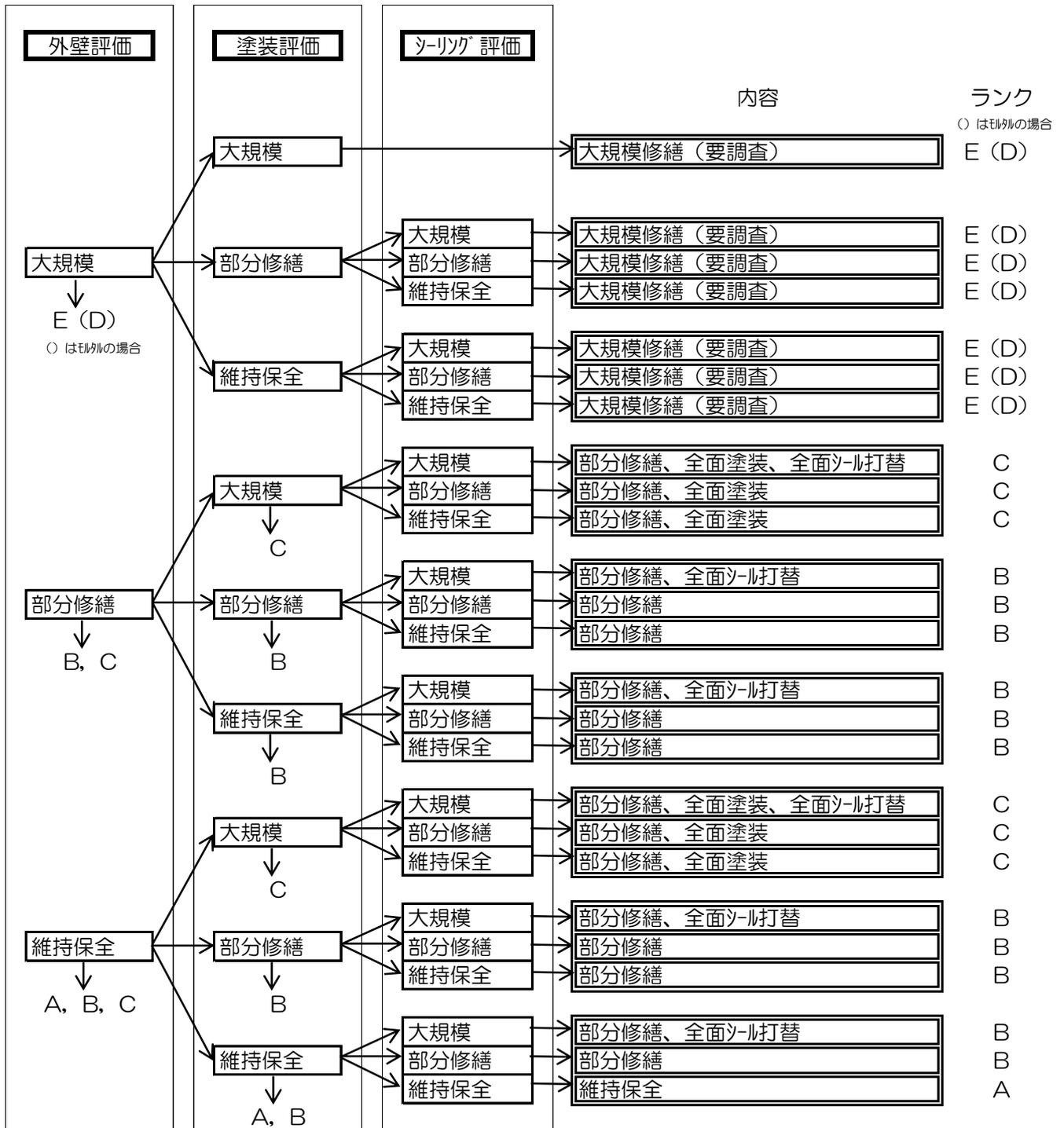
外壁シーリングの判定シートから、破断長及び剥離長をスケール等で実測し、調査したシーリング長と劣化しているシーリング長の割合の平均で評価します。

e. 屋根・屋上防水評価

屋上防水の判定シートから、劣化の程度、改修後の経過年数により判定します。

(3) 外壁・塗装・シーリング評価判定フロー

仕上げ別劣化度判定フロー（打放し外壁・珪藻土外壁）

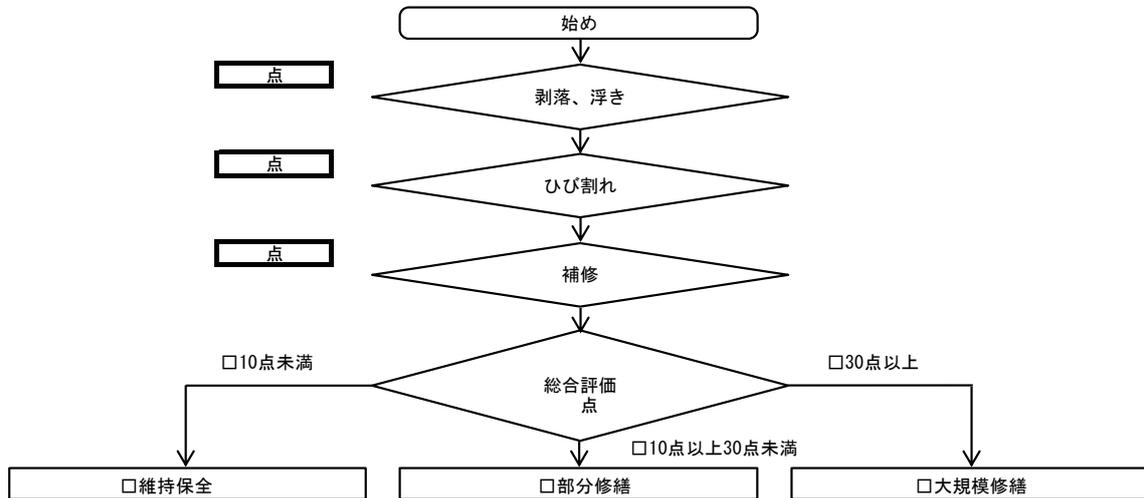


(4) 判定シート (銭函住宅 2号棟等の事例)

a. 外壁 (コンクリート打ち放し)

住宅名	棟番号	調査年月日	年 月
調査壁面 <input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	壁面積 ㎡	竣工年度	年

表-1



調査・判断手順

- 劣化現象ごとの測定値、評価結果を表-2に記入し、フローに従って、劣化現象ごとの評価を記入。
- 判定
 - 大規模修繕 総合評価点の合計が30点以上
 - 部分修繕 総合評価点の合計が10点以上30点未満
 - 維持保全 総合評価点の合計が10点未満
- 調査・判定結果は該当項目の□にチェックを記入。

表-2

判定理由	位置	劣化程度	評価点	劣化程度の標示	測定値 (小数第1位まで)		評価点
剥落・浮き	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	20%以上		見付け面積(A)あたりの発生面積(B)の率で示す	$\frac{(B)}{(A)} \frac{m^2}{m^2}$	%	点
		10%以上20%未満					
2. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	30%以上		長さ1mに換算したときの100㎡あたりの本数で示す	$\frac{(B)}{(A)} \frac{m^2}{m^2}$	%	点
		10%以上30%未満					
ひび割れ	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	8本以上		開口部10箇所あたりの長さ1mに換算したときの100㎡あたりの本数で示す	本/100㎡		点
		5本以上8本未満					
		10本以上					
		5本以上10本未満					
5. 網状のひび割れ	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	30%以上		見付け面積(A)あたりの発生面積(B)の率で示す	$\frac{(B)}{(A)} \frac{m^2}{m^2}$	%	点
		10%以上30%未満					
		3%以上10%未満					
		3%未満					
6. その他のひび割れ	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	20本以上		長さ1mに換算したときの100㎡あたりの本数で示す	本/100㎡		点
		10本以上20本未満					
		3本以上10本未満					
		3本未満					
補修		2回以上			年 月 計回		点
		1回					
		なし					
総合評価点 (合計)							点

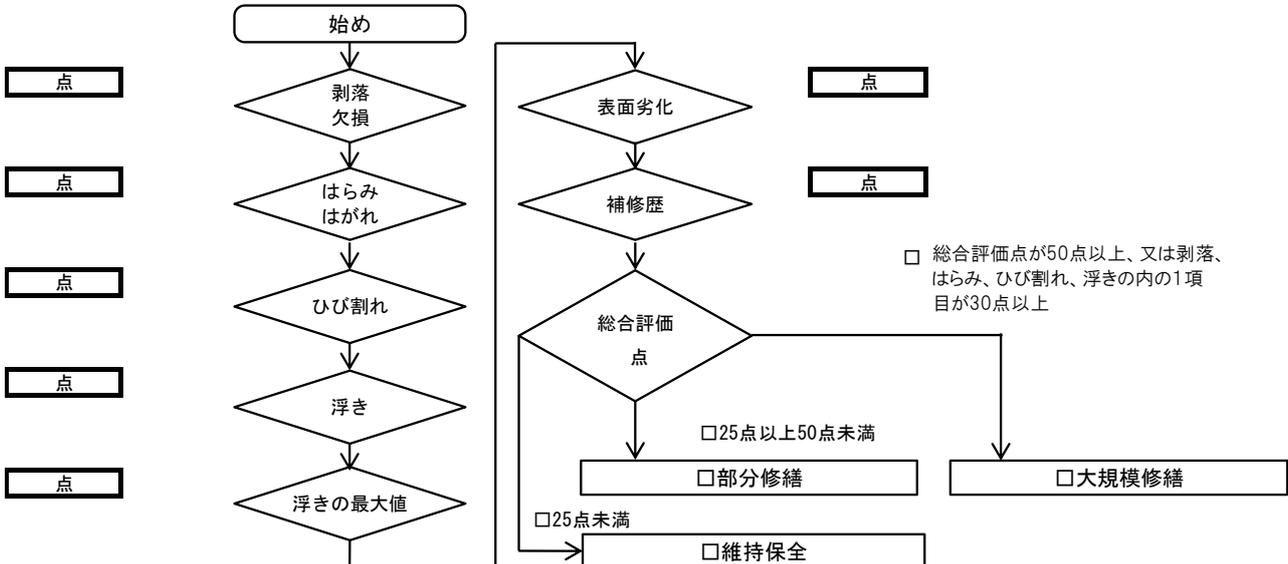
項目	
構造的な欠陥	—
表面状態	—
錆汁、エフロレッセンス等	—
補修歴・補修仕様	—

判定	<input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 部分修繕 <input type="checkbox"/> 維持保全 <input type="checkbox"/> 要診断 <input type="checkbox"/> その他 ()
----	--

b. 外壁（モルタル）

住宅名	棟番号	調査年月日
調査壁面 <input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	壁面積 ㎡	年月 年 月
		建設年度 年

表-1



調査・判断手順

1. 劣化現象ごとの測定値、評価結果を表-2に記入し、フローに従って、劣化現象ごとの評価を記入。

2. 判定

1) 大規模修繕

①総合評価点の合計が50点以上

2) 部分修繕

②剥落、はらみ、ひび割れ、浮きが1項目でも限界(30点)以上

総合評価点の合計が25点以上50点未満

3) 維持保全

総合評価点の合計が25点未満

3. 調査・判定結果は該当項目の□にチェックを記入。

表-2

判定項目	位置	評価点						測定値 (小数第1位まで)	評価結果 (小数点以下四捨五入)
		0	1	3	5	10	30		
1. 剥落欠損	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	なし	/	1壁面 1~4㎡ 1%以上 5%未満	/	1壁面 5~9㎡ 5%以上 10%未満	1壁面 10㎡以上	㎡ <small>(劣化ヶ'リット'数/調査ヶ'リット'数) %</small>	点
2. はらみはがれ	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	なし	/	1壁面 1~9㎡ 1%以上 10%未満	/	1壁面 10~24㎡ 10%以上 20%未満	1壁面 25㎡以上	㎡ <small>(劣化ヶ'リット'数/調査ヶ'リット'数) %</small>	点
3. ひび割れ	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	なし	/	わずかに 認められる	/	多く 認められる	全面的		点
4. 浮き	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上	%	点
5. 浮き箇所 最大値	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	なし	5㎡未満	5~19㎡	20㎡以上	/	/	㎡	点
6. 表面劣化 程度	<input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	なし	軽微	/	著しい	/	/		点
7. 補修回数		なし	1回	/	2回以上	/	/		点
								総合評価点 (合計)	点

項目	
構造的な欠陥	—
表面状態	—
錆汁、エフロレッセンス等	—
補修歴・補修仕様	—

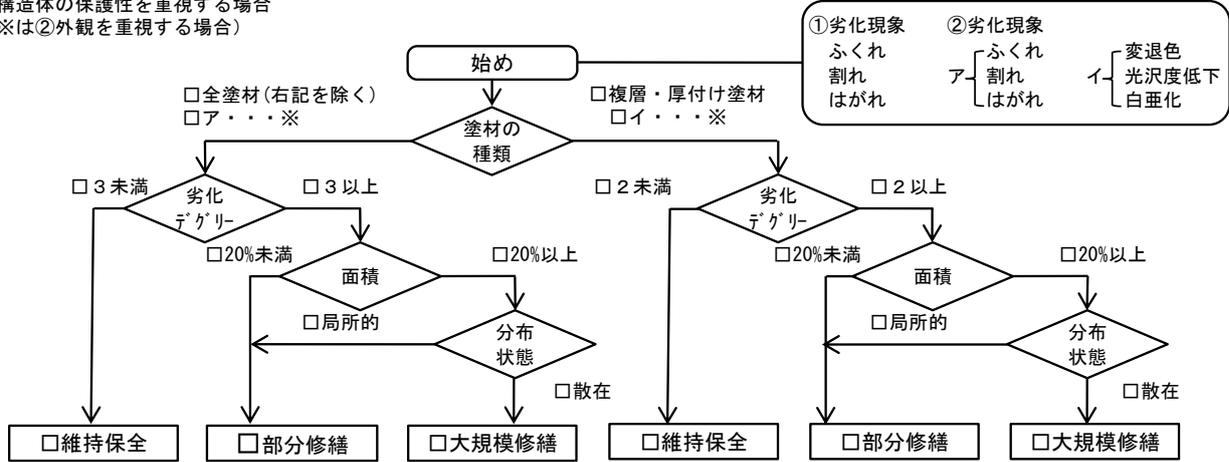
判定	<input type="checkbox"/> 大規模修繕	<input type="checkbox"/> 部分修繕	<input type="checkbox"/> 維持保全	<input type="checkbox"/> 要診断	<input type="checkbox"/> その他 ()
----	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------------------	----------------------------------

c. 塗仕上げ

住宅名	棟番号	調査年月日
調査壁面 <input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	壁面積 ㎡	年月 年 月
		竣工年度 年

表-1

①構造体の保護性を重視する場合
(※は②外観を重視する場合)



塗材種別	塗装劣化 ㎡	壁面積 ㎡	劣化率 %
------	-----------	----------	----------

調査・判断手順

- 劣化現象ごとの測定値、評価結果を表-2に記入し、フローに従って、劣化現象ごとの評価を記入。
- 判定

劣化デグリー

- 1) 大規模修繕
各劣化現象デグリー及び面積が限界を超えており、散在して分布
- 2) 部分修繕
①各劣化現象のデグリーが限界を超えているが、面積が限界値以下
②各劣化現象デグリー及び面積が限界を超えているが、局所的に分布
- 3) 維持保全
各劣化現象デグリーが限界値以下

3. 調査・判定結果は該当項目の□にチェックを記入。

表-2

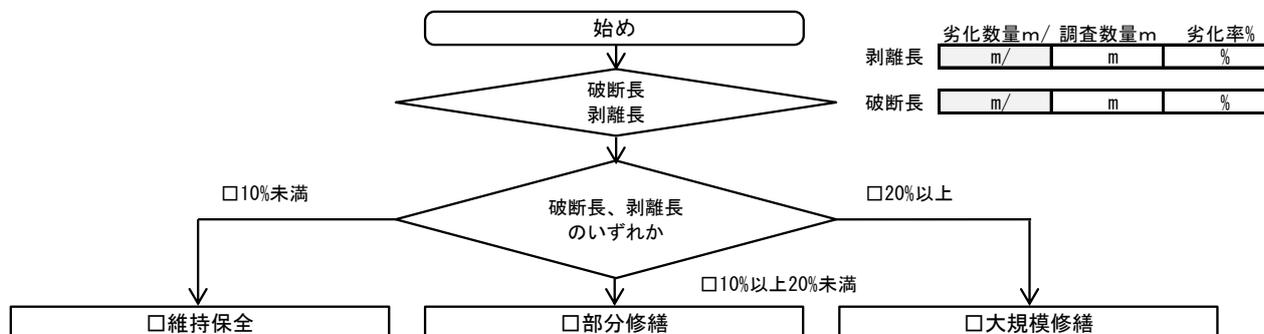
塗仕上げの種類	劣化現象	判定要素	①構造体の保護性を重視する場合(打放しの上塗装)		②外観を重視する場合(モルタルの場合)		測定値	
			大規模改修	部分改修	大規模改修	部分改修	□①	□②
全塗材 (下記を除く)	ふくれ 割れ はがれ 3種混合	劣化デグリー	3以上	3以上	2以上	2以上	□20%以上	□10%~20%
		面積	20%以上	20%未満	20%以上	20%未満	□5%~10%	□1%~5%
		分布状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	□0%~1%	□散在 □局所
	変退色 光沢度低下 白亜化 汚れ	劣化デグリー	3以上	3以上	3以上	3以上	□20%以上	□10%~20%
		面積	20%以上	20%未満	20%以上	20%未満	□5%~10%	□1%~5%
		分布状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	□0%~1%	□散在 □局所
複層、 厚付け塗材	ふくれ 割れ はがれ 3種混合	劣化デグリー	2以上	2以上	2以上	2以上	□20%以上	□10%~20%
		面積	20%以上	20%未満	20%以上	20%未満	□5%~10%	□1%~5%
		分布状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	分布図-1の状態	□0%~1%	□散在 □局所

判定	<input type="checkbox"/> 構造体の保護性を重視する	<input type="checkbox"/> 外観を重視する
	<input type="checkbox"/> 大規模修繕	<input type="checkbox"/> 部分修繕
	<input type="checkbox"/> 維持保全	<input type="checkbox"/> 要診断
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

d. シーリング

住宅名	棟番号	調査年月日
調査壁面 <input type="checkbox"/> 東面 <input type="checkbox"/> 西面 <input type="checkbox"/> 南面 <input type="checkbox"/> 北面	シーリング調査数量 m	年 月 竣工年度 年

表-1



調査・判断手順

- 破断長及び剥離長を、フローに従って、□に記入。
- 判定
 - 大規模修繕 破断長、剥離長率のいずれかが限界を超えている
 - 部分修繕 破断長、剥離長率のいずれかが10%以上20%未満
 - 維持保全 上記以外
- 調査・判定結果は該当項目の□にチェックを記入。

項目	記録内容
破断箇所	図面参照
剥離箇所	図面参照

調査記録

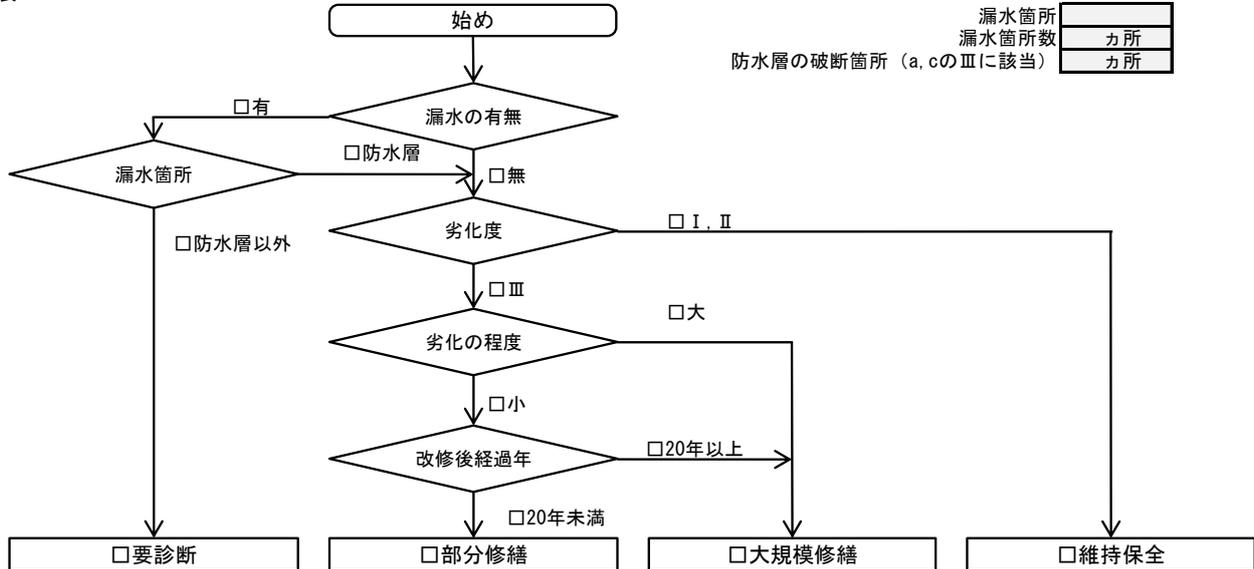
- 漏水位置、状況
- シーリングの劣化状況
- その他

判定	<input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 部分修繕 <input type="checkbox"/> 維持保全 <input type="checkbox"/> 要診断 <input type="checkbox"/> その他 ()
----	---

e. 屋上防水

住宅名	棟番号	仕様	調査年月日 年 月
屋根面積 ㎡	竣工年度 年	直近改修年月日	

表-1



調査・判断手順

1. 劣化現象ごとの測定値、評価結果を表-2に記入し、フローに従って、劣化度の評価を記入。

2. 判定

- 1) 大規模修繕 劣化現象のうち、1項目以上の劣化度がⅢであり、かつ、劣化現象が大又は、劣化現象が小で直近の改修年から20年以上経過しているもの
- 2) 部分修繕 劣化現象のうち、1項目以上の劣化度がⅢであり、かつ、劣化現象が小で、経過年数が20年未満であるもの
- 3) 維持保全 上記以外

3. 調査・判定結果は該当項目の□にチェックを記入。

表-2

防水種別	工法	劣化現象	劣化度			評価結果	劣化度Ⅲ (○印)	
			Ⅲ(10点)	Ⅱ(5点)	Ⅰ(0点)			
アスファルト防水	露出工法	a 防水層の破断、損傷	中間層ルーフィングまでの破断	最上階ルーフィングの破断	外観上の異常を認めず	点		
		b 防水層の端末剥離	立上り部のずれ落ち、倒れ、押え金物の脱落、張り具合、ドリ部の剥離、口開き	押え金物のゆるみ、コーキングの剥離、端末に接近するふくれ	外観上の異常を認めず	点		
		c ルーフィング接合部の剥離幅	50mm以上	20~50mm	20mm未満	点		
		d 防水層立上り隅角部の浮き高さ	50mm以上	30~50mm	30mm未満	点		
		e 表面の劣化	砂落ち 減耗	80%以上 中間層基材の露出	40~80% 表面基材の露出	40%未満 表面アスファルト層のひび割れ	点	
		f 防水層のふくれ	1個の大きさ 面積比	2㎡以上 30%以上	1~2㎡ 10~30%	1㎡未満 10%未満	点	
総合評価点(合計)						点	項目	

劣化程度	大	小
平場部防水層の破断 (劣化現象a, c)	□屋根全体で2ヶ所以上	□屋根全体で1ヶ所以下

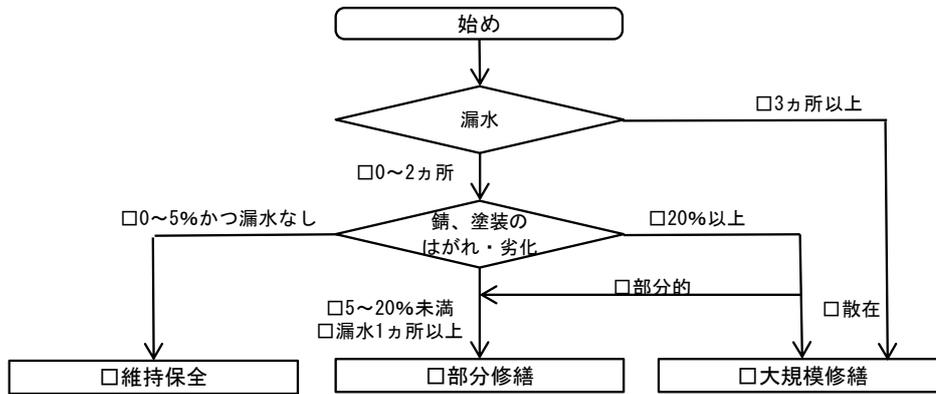
項目	劣化状況
表面状態	—
笠木の仕様と劣化程度	—
補修歴・補修仕様	—

判定	□大規模修繕	□部分修繕	□維持保全	□要診断	□その他()
----	--------	-------	-------	------	---------

f. 屋根

住宅名	棟番号	仕様	調査年月日
屋根面積	竣工年度	年	直近改修年月日

表-1



漏水箇所	錆、塗装はがれ等	屋根面積	劣化率
カ所	m	m	%

調査・判断手順

1. 劣化現象ごとの測定値、評価結果を表-2に記入し、フローに従って、劣化度の評価を記入。

2. 判定

- 1) 大規模修繕 錆による腐食や塗装のはがれ等が20%以上で散在している場合、又は漏水箇所が3カ所以上のもの
- 2) 部分修繕 錆による腐食や塗装のはがれ等が5~20%または20%以上であっても部分的な場合、又は漏水箇所が2カ所以下のもの
- 3) 維持保全 錆による腐食や塗装のはがれ等が5%未満のもの

3. 調査・判定結果は該当項目の□にチェックを記入。

項目	劣化状況
表面状態	—
特記事項	—
補修歴・補修仕様	—

判定	<input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 部分修繕 <input type="checkbox"/> 維持保全 <input type="checkbox"/> 要診断 <input type="checkbox"/> その他 ()
----	--

2 小樽市住宅行政審議会

(1) 小樽市住宅行政審議会条例

○小樽市住宅行政審議会条例

制 定 平成 7 年 12 月 22 日 条例第 41 号

最近改正 平成 15 年 12 月 24 日 条例第 34 号

(設置)

第 1 条 住宅行政の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、小樽市住宅行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 住宅環境についてのこと。
- (2) 市営住宅についてのこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項についてのこと。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設部において行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 11 年 4 月 30 日までの間は、審議会は、委員 17 名以内で組織する。

(関係条例の廃止)

- 3 小樽市公営住宅入居者選考委員会条例（昭和 28 年小樽市条例第 77 号）は、廃止する。

附 則（平 15. 12. 24 条例 34）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成 16 年規則第 17 号で平成 16 年 4 月 1 日から施行）

(2) 委員名簿

小樽市住宅行政審議会 委員

(任 期 平成30年3月25日～令和2年3月24日)

(敬称略)

	所 属 等	氏 名
市議会議員 (5名)		秋元 智憲 中村 岩雄 高木 紀和 小貫 元 中村 誠吾
学識経験者 (3名)	小樽商科大学 北海道職業能力開発大学校 (一社)北海道建築士会小樽支部	大津 晶 大石 哲也 早川 陽子
市 民 代 表 (5名)	小樽市介護支援専門員連絡協議会 小樽市総連合町会 (一社)小樽身体障害者福祉協会 (公社)北海道宅地建物取引業協会 一般公募(最上A住宅自治会長)	小野 直子 増田 榮治 藤原 克之 木村 正夫 高橋 裕
13名		

3 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画庁内策定会議

(1) 設置要綱

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画庁内策定会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）を策定するため、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画庁内策定会議（以下「庁内策定会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 庁内策定会議は、次の事項について協議する。

- ① 計画原案について。
- ② その他必要な事項について。

(組織等)

第3条 庁内策定会議は、別表の者をもって組織する。

- 2 庁内策定会議に議長及び副議長を置き、議長は市長をもって充て、副議長は副市長をもって充てる。
- 3 議長は、庁内策定会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内策定会議は、議長が必要に応じ召集する。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係部局長を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第5条 庁内策定会議の設置期間は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定までとする。

(事務局)

第6条 庁内策定会議の事務局は、建設部建築住宅課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が庁内策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 2日から施行する。

別表 庁内策定会議（第3条関係）

議長	市長
副議長	副市長
委員	総務部長 財政部長 生活環境部長 福祉部長 教育部長

4 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画庁内検討会議

(1) 設置要綱

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画庁内検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）を策定するため、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会議は、次の事項について協議する。

- ① 素案について。
- ② その他必要な事項について。

(組織等)

第3条 庁内検討会議は、別表の職員をもって組織し、協議等の中で必要が生じた場合、他関係部局の次長職又は課長職の出席を求めることができる。

- 2 庁内検討会議に議長を置く。
- 3 議長は、建設部次長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内検討会議は、議長が召集する。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 前項の規定により代理の者を出席させるときは、当該構成員は、あらかじめ議長に代理の者の氏名等を報告しなければならない。

(設置期間)

第5条 庁内検討会議の設置期間は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定までとする。

(事務局)

第6条 庁内検討会議の事務局は、建設部建築住宅課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 2日から施行する。

別表 庁内検討会議(第3条関係)

議長	建設部次長
委員	生活環境部次長 福祉部次長 市立学校適正配置担当次長 企画政策室主幹 財政部主幹 財政課長 新幹線・まちづくり推進室主幹 建築指導課長 都市計画課長

5 策定経過

年 月 日	内 容
平成 31 年 2 月 14 日	第 67 回 小樽市住宅行政審議会 開催 計画の概要、策定スケジュール報告
平成 31 年 3 月 8 日	第 1 定例会 建設常任委員会 計画の概要、策定スケジュール報告
平成 31 年 4 月 15 日	第 1 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内策定会議 開催
平成 31 年 4 月 18 日	第 1 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内検討会議 開催
令和 元年 5 月 24 日 ～ 6 月 7 日	「市営住宅に関するアンケート調査」実施
令和 元年 7 月 9 日	第 2 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内検討会議 開催
令和 元年 7 月 17 日	第 2 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内策定会議 開催
令和 元年 8 月 8 日	第 3 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内検討会議 開催
令和 元年 8 月 21 日	第 3 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内策定会議 開催
令和 元年 9 月 2 日	第 68 回 小樽市住宅行政審議会 開催 中間報告
令和 元年 9 月 18 日	第 3 定例会 建設常任委員会 中間報告
令和 元年 10 月 2 日	北海道後志総合振興局 中間報告
令和 元年 11 月 5 日	第 4 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内検討会議 開催
令和 元年 11 月 15 日	第 4 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内策定会議 開催
令和 元年 11 月 19 日	第 69 回 小樽市住宅行政審議会 開催 市長より小樽市住宅行政審議会へ諮問
令和 元年 12 月 9 日 ～ 令和 2 年 1 月 7 日	小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（案）パブリックコメント 実施 （意見者数 3 名 意見件数：11 件）
令和 2 年 12 月 17 日	第 4 定例会 建設常任委員会 計画（案）報告
令和 2 年 1 月 21 日	第 5 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内検討会議 書面開催
令和 2 年 1 月 30 日	第 5 回 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画策定庁内策定会議 開催
令和 2 年 2 月 5 日	第 70 回 小樽市住宅行政審議会 開催 小樽市住宅行政審議会から市長へ答申
令和 2 年 2 月 5 日	北海道後志総合振興局 策定協議
令和 2 年 3 月 4 日	市長決裁 策定
令和 2 年 3 月 9 日	第 1 定例会 建設常任委員会 策定報告

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画

発 行 小樽市

発行年月 令和2年3月

住 所 〒047-8600 小樽市花園2丁目12番1号

T E L 0134-32-4111 (代表)

編 集 小樽市建設部建築住宅課